(三)　第一六条（第四〇条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた環境影響評価準備書

(四)　第二七条（第四〇条第二項の規定により読み替えて適用する場合及び第四八条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた環境影響評価書

(五)　第三八条の三第一項（第四〇条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による公表　当該公表がされた報告書

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（法律第七四号）（厚生労働省）

一　国民年金法の一部改正関係

1　基礎年金の子の加算の見直し

(一)　老齢基礎年金に子の加算を創設し、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の子があるときは、その子一人につきそれぞれ二六万九、六〇〇円に改定率を乗じて得た額を加算することとした。（第二七条の六関係）

(二)　障害基礎年金の子の加算を拡充し、受給権者によって生計を維持しているその者の子があるときは、その子一人につきそれぞれ二六万九、六〇〇円に改定率を乗じて得た額を加算することとした。（第三三条の二第一項関係）

(三)　遺族基礎年金の子の加算を拡充し、受給権者がその権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた子があるときは、その子一人につきそれぞれ二六万九、六〇〇円に改定率を乗じて得た額を加算することとした。（第三九条第一項関係）

2　遺族厚生年金の受給権者について、老齢基礎年金の支給繰下げの申出を可能とすることとした。（第二八条第一項関係）

3　子に対する遺族基礎年金について、生計を同じくするその子の父又は母があるときにその支給を停止する規定を削除することとした。（第四一条第二項関係）

4　国民年金基金又は国民年金基金連合会の加入員又は受給権者の死亡の届出について、届出義務者が戸籍法の規定による死亡の届出をした場合は、当該者は国民年金基金又は国民年金基金連合会に対する死亡の届出を不要とすることとした。（第一三八条関係）

5　脱退一時金の支給の請求について、再入国の許可を受けて日本を出国した者は、当該再入国の許可を受けている間、その請求ができないこととした。（附則第九条の三の二第一項関係）

二　厚生年金保険法の一部改正関係

1　厚生年金保険の適用拡大

(一)　厚生年金保険の適用事業所について、事業の種類にかかわらず、常時五人以上の従業員を使用する事業所を適用事業所とすることとした。（第六条第一項関係）

(二)　事業所に使用される者であって、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である等の短時間労働者に係る厚生年金保険の適用除外の要件のうち、報酬が八万八、〇〇〇円未満であることとする要件を削除することとした。（第一二条関係）

2　厚生年金保険の標準報酬月額の等級区分について、最高等級の上に段階的に等級を加えるとともに、最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合に着目して、最高等級の上に更に等級を加える改定を行うことができることとした。（第二〇条関係）

3　遺族厚生年金の受給権者が当該遺族厚生年金の請求を行っていない場合に、当該遺族厚生年金を支給すべき事由が生じた日後も老齢厚生年金の支給繰下げの申出を可能とすることとした。（第四四条の四及び第四四条の五関係）

4　在職老齢年金制度の支給停止調整額を六二万円とすることとした。（第四六条第三項関係）

5　厚生年金の加給年金の見直し

(一)　老齢厚生年金の額に加算する加給年金額について、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の子があるときは、その子一人につきそれぞれ二六万九、六〇〇円に改定率を乗じて得た額とするとともに、受給権者がその権利を取得した当時その者によって生計を維持していたその者の六五歳未満の配偶者があるときは、二〇万二、二〇〇円に改定率を乗じて得た額とすることとした。（第四四条第一項及び第二項関係）

(二)　障害厚生年金に子の加給年金を創設し、受給権者によって生計を維持しているその者の子があるときは、その子一人につきそれぞれ二六万九、六〇〇円に改定率を乗じて得た額を加算することとした。（第五〇条の二関係）

(三)　遺族厚生年金に子の加給年金を創設し、受給権者がその権利を取得した当時その者と生計を同じくしていた子があるときは、その子一人につきそれぞれ二六万九、六〇〇円に改定率を乗じて得た額を加算することとした。（第六二条の二関係）

6　遺族厚生年金の見直し

(一)　遺族厚生年金を受けることができる遺族を、被保険者又は被保険者であった者の配偶者（以下この6において単に「配偶者」という。）、子、父母、孫又は祖父母（父母又は祖父母については、六〇歳以上である者に限る。）であって、被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者によって生計を維持していたものとすることとした。（第五九条第一項関係）

(二)　被保険者又は被保険者であった者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた六〇歳未満である配偶者は、(一)にかかわらず、遺族厚生年金を受けることができる遺族とすることとした。（第五九条第二項関係）

(三)　中高齢寡婦加算を段階的に減額し、令和三五年四月二日以降に遺族厚生年金の受給権を取得した者については当該加算をしないこととしつつ、遺族厚生年金の受給権を取得した当時、六〇歳未満の配偶者であって、当該遺族厚生年金と同一の支給事由に基づく遺族基礎年金の受給権を有する期間がないもの又は当該遺族基礎年金の受給権を有する期間があり、かつ、六〇歳に達する日前に当該遺族基礎年金の受給権が消滅したものに支給される遺族厚生年金（以下この6において「六〇歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金」という。）については、遺族厚生年金の額に死亡した被保険者又は被保険者であった者の被保険者期間を基礎として計算した老齢厚生年金の額の四分の一に相当する額を加算することとした。（第六二条第一項関係）

(四)　六〇歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金の受給権は、(五)による当該遺族厚生年金の全部の支給の停止が二年間継続したとき、老齢厚生年金の受給権を取得したとき又は六五歳に達したときは、消滅することとした。（第六三条第二項関係）

(五)　六〇歳に達する前に支給すべき事由が生じた遺族厚生年金は、その受給権者が当該遺族厚生年金の受給権を取得した日等から起算して五年を経過した日の属する月の翌月以後の月分について、その受給権者の前年の所得が、国民年金法第九〇条第一項（第一号又は第三号に係る部分に限る。）の規定により国民年金の保険料を納付することを要しないものとされる所得の額を勘案してその者の扶養親族の有無及び数に応じて政令で定める額を超えるときは、その前年の所得の額に応じ、当該遺族厚生年金の全部又は一部の支給を停止することとした。（第六五条第一項～第三項関係）

(六)　障害厚生年金又は障害基礎年金の受給権者であって、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当するものであるとき等は、その該当する間は、(五)を適用しないこととした。（第六五条第四項関係）